

岩手県麻薬中毒審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年10月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第66号

岩手県麻薬中毒審査会条例の一部を改正する条例

岩手県麻薬中毒審査会条例（平成10年岩手県条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第58条の13第2項の規定に基づき、同法第58条の8第3項の規定により知事が措置入院者につき入院を継続する必要があると認めるときに岩手県麻薬中毒審査会を置く。	<p><u>（設置）</u></p> <p><u>第1条</u> 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第58条の13第2項の規定に基づき、同法第58条の8第3項の規定により知事が措置入院者につき入院を継続する必要があると認めるときに岩手県麻薬中毒審査会を置く。</p> <p><u>（定数）</u></p> <p><u>第2条</u> 岩手県麻薬中毒審査会の委員の定数は、5人とする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。